

第203回 定時株主総会招集ご通知

- 開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
- 開催場所 大阪市中心区平野町四丁目1番2号 当社本社内

新型コロナウイルス感染症 対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できる限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

また、以下の点をご確認いただきますようお願い申し上げます（裏表紙のお知らせもあわせてご参照ください）。

- ・株主総会会場は、離隔確保の観点から席数には限りがありますので、ご入場いただけない場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況変化等により、開催日時・場所の変更、その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（3頁ご参照）にてお知らせいたします。

当日ご出席の株主さまへのお土産の配布は廃止しておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ



株主の皆様には、平素から、当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループは、長期経営ビジョン2030に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー＆サービスカンパニーとなることを目指しております。本年1月には「カーボンニュートラルビジョン」を策定し、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現を目指しております。また、本年3月に策定した新中期経営計画2023では、持続可能な社会の実現に向け、社会課題の解決に資する価値を生み出す企業グループとして、「ミライ価値」を創造し、成長し続けていくことを目指しております。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、お客さまや従業員の安全にも十分に配慮し、引き続きエネルギーの安定供給を継続してまいります。

経営環境が大きく変化し続ける中、お客さまへの提供価値の最大化を図り、Daigasグループ一丸となって、引き続き積極的かつ着実に事業活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年5月

代表取締役社長

藤原正隆

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 吸収分割契約承認の件	7
第3号議案 取締役10名選任の件	13
第4号議案 株式報酬付与のための 取締役報酬上限額等の 決定および改定の件	21
事業報告	
I 企業集団の現況に関する事項	24
II 役員に関する事項	35
III 株式に関する事項	44
IV 会計監査人の状況	45
V 業務の適正を確保するための 体制に関する事項	46

連結計算書類	
連結貸借対照表	50
連結損益計算書	51
計算書類	
貸借対照表	52
損益計算書	53
監査報告	
連結計算書類に係る 会計監査人の会計監査報告	54
会計監査人の会計監査報告	56
監査役会の監査報告	58
(ご参考)	
Daigasグループ中期経営計画2023 「Creating Value for a Sustainable Future」 の概要	59
株式伝言板	61

(証券コード 9532)
2021年5月31日

株 主 各 位

大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 藤 原 正 隆

第203回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第203回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、後記4頁から5頁までに記載のとおり、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができます。いずれの場合も、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日（木曜日）午後4時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

2 場 所 大阪市中央区平野町四丁目1番2号 当社本社内
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 株主総会の目的である事項

報告事項 第203期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 株式報酬付与のための取締役報酬上限額等の決定および改定の件

4 招集ご通知に際して提供すべき書類について

- (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://www.osakagas.co.jp/company/ir/stock/inform/index.html>) に掲載しております。
なお、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の各書類であります。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類について、株主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項を書面の郵送または上記の当社ウェブサイトへの掲載により、お知らせいたします。

5 招集にあたっての決定事項（議決権行使の取扱いについて）

- (1) 議決権行使書用紙に各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法により議決権を行使された後に、電磁的方法により行使内容を変更された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面と電磁的方法の双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の状況変化等により、開催日時・場所の変更、その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.osakagas.co.jp/company/ir/stock/inform/index.html>) にてお知らせいたします。

以 上

議決権行使に関するご案内

1 事前に議決権をご行使いただく場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年6月24日(木曜日)午後4時

電磁的方法による議決権行使

インターネットによる議決権行使について



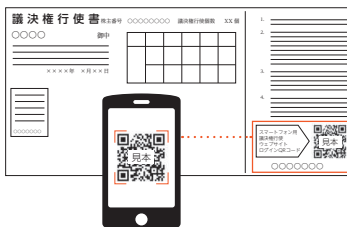
下記をご参照いただき、手順にしたがって、下記の行使期限までに議決権をご行使ください。

議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく簡便に議決権を行使できる「スマート行使」を導入しておりますので、ご活用ください。

行使期限 2021年6月24日(木曜日)午後4時

(1) QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

- 1 バーコード読取機能付のスマートフォン等で議決権行使書用紙右下に記載されたQRコードを読み取ってください。

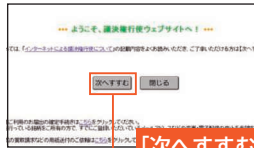


- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

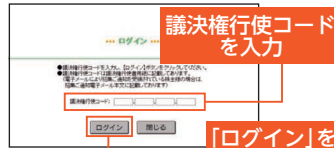
(注)「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。「スマート行使」での議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが、次の(2)の方法により再度議決権行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

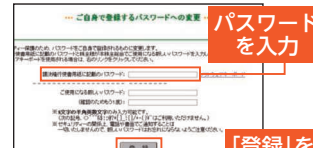
- 1 下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードをご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載されたパスワードをご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「ログイン」をクリック



「登録」をクリック

4

以降は画面の案内にしたがって賛否等をご入力ください。



議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

◎ バーコード読取機能付のスマートフォン等で左記のQRコードを読み取りいただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことも可能です。左記のQRコードは、議決権行使書用紙に記載された「スマート行使」のためのQRコードとは異なります。

上記のインターネットによる議決権行使に関する操作方法等、システムに関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
電話  0120-652-031 (午前9時～午後9時)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前申込された場合、当該プラットフォームから電磁的方法により議決権を行使することも可能です。

- ・ 議決権行使ウェブサイト等をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）等は、株主さまのご負担となります。
- ・ 会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知は、定款第13条第2項の規定により書面によるものとさせていただきます。
- ・ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 当日ご出席いただく場合（表紙および裏表紙の新型コロナウイルス感染症対応に関するお知らせをご確認ください。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付（午前9時受付開始）にご提出ください。

株主総会当日における議決権の代理行使に関する代理人は、定款第13条第1項の規定により株主さま1名につき当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。

株主総会 2021年6月25日(金曜日)午前10時

株主総会参考書類

1. 議決権の総数

4,143,927個

2. 議案および参考事項

第1号議案 ▶ 剰余金の処分の件

当期の期末配当といたしましては、当期の業績、今後の経営計画等を勘案し、次のとおり、前期に比べて当社普通株式1株につき2円50銭増配の27円50銭とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当とあわせた当期の年間配当は、当社普通株式1株につき52円50銭となります。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項 および総額	当社普通株式1株につき 27円50銭
	総額 11,433,398,213円
支払開始日（剰余金の配当が効力を生じる日）	2021年6月28日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）による改正後のガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）等に基づき、ガス導管事業の一層の中立性の確保を目的に、一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス小売事業またはガス製造事業を兼業することが禁止されます。

この規制を遵守して当社グループの企業価値向上に向けた組織体制を構築する観点から、当社は、当社の完全子会社である大阪ガスネットワーク株式会社（以下「大阪ガスネットワーク」または「吸収分割承継会社」といいます。）を本年4月1日に設立し、2022年4月1日を効力発生日として、当社の一般ガス導管事業等を吸収分割により同社に承継させる吸収分割契約（以下「本契約」といいます。）を同社と締結いたしました。この吸収分割は、株主総会の承認等を受けて実施することとしております。

吸収分割後も、当社グループは、大阪ガスネットワークを含め、エネルギーをはじめとする社会インフラ事業の一端を担う企業グループとして、各社がその責務を全うするとともに各事業において提供価値を最大化することで、当社グループの企業価値向上を一層図ってまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

本契約の内容は、次のとおりであります。（7頁から10頁までに記載）

吸 収 分 割 契 約 書

大阪瓦斯株式会社（以下「甲」という。）および大阪ガスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲の一般ガス導管事業および附帯する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第4条第1項記載の権利義務等を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号および住所）

本件吸収分割における吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、以下のとおりである。

<吸収分割会社（甲）>

商号：大阪瓦斯株式会社

住所：大阪市中央区平野町四丁目1番2号

<吸収分割承継会社（乙）>

商号：大阪ガスネットワーク株式会社

住所：大阪市中央区平野町四丁目1番2号

第3条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。ただし、本件吸収分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

1 本件吸収分割により、本件効力発生日において、甲から分割され乙に承継される資産、債務、契約上の地位その他の権利義務等（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2 前項に基づく甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際して普通株式670万株を発行し、その全てを甲に対して割当て交付する。

第6条（乙の資本金および準備金の額）

本件吸収分割により増加する乙の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

<資本金>

本件吸収分割により増加する資本金の額は、金59億円とする。

<資本準備金>

本件吸収分割により増加する資本準備金の額は、金15億円とする。

<利益準備金>

本件吸収分割により利益準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会の承認）

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、本契約および本件吸収分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

第9条（本契約の変更および解除）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件事業または本件事業に関する資産、債務、その他の権利義務等に重大な変動が生じたとき、または本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態もしくは本件吸収分割の実行を著しく困難にする事態が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本件吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める承認が本件効力発生日の前日までに得られなかったとき、または本件吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁の承認が本件効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本件吸収分割に関して協議すべき事項が生じたときは、甲および乙は、本契約の趣旨に従って誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2021年4月23日

甲 大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長 藤原 正隆 ㊞

乙 大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 中村 剛 ㊞

【別紙】

承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務は、本件効力発生日において本件事業に属する下記のものとする。なお、1. 資産および2. 負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行および財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

記

1. 資産

(1) 固定資産

- ・本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産（ただし、知的財産権については本件事業に属する著作権・ノウハウに限る。）、投資その他の資産
- ・本件事業が主として利用する事業所等の土地・建物・設備等
- ・株式会社きんぱい、大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社の株式

(2) 流動資産

- ・本件事業に属する現金、預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 負債

(1) 固定負債

- ・本件事業に属する保安対策引当金、ガスホルダー修繕引当金、その他の固定負債（ただし、社債および借入金に関する固定負債を除く。）

(2) 流動負債

- ・本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、諸前受金その他の流動負債（ただし、社債および借入金に関する流動負債を除く。）

3. 契約上の地位および権利義務等

(1) 契約（ただし、雇用契約を除く。）

- ・本件事業に属する賃貸借、業務委託契約、請負、リースその他の本件事業に属する一切の契約上の地位およびこれに付随する権利義務（上記1. および2. により乙に承継されることとなる資産または負債に係る契約におけるものを含む。）。ただし、上記1. および2. により乙に承継されない資産または負債に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

(2) 許認可等

- ・本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

4. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して、普通株式670万株を新たに発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の完全子会社であり、また本件吸収分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性

本件吸収分割に際して増加する吸収分割承継会社の資本金および準備金の額は、次のとおりであり、本件吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資本金	5,900百万円
資本準備金	1,500百万円
利益準備金	0円

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
(2021年4月1日現在)

(単位：百万円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	100	株主資本	100
現金及び預金	100	資本金	100
資産合計	100	純資産合計	100

5. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案▶取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。(13頁から19頁までに記載)

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	ほん じょう たけ ひろ 本 莊 武 宏 再任	取締役会長
2	ふじ わら まさ たか 藤 原 正 隆 再任	代表取締役社長 社長執行役員
3	みや がわ ただし 宮 川 正 再任	代表取締役 副社長執行役員
4	まつ い たけし 松 井 毅 再任	代表取締役 副社長執行役員
5	た さか たか ゆき 田 坂 隆 之 再任	代表取締役 副社長執行役員
6	たけ ぐち ふみ とし 竹 口 文 敏 新任	常務執行役員
7	みや はら ひで お 宮 原 秀 夫 再任	社外取締役 独立役員 取締役
8	むら お かず とし 村 尾 和 俊 再任	社外取締役 独立役員 取締役
9	き じま たつ お 来 島 達 夫 再任	社外取締役 独立役員 取締役
10	さ とう ゆ み こ 佐 藤 友美子 新任	社外取締役 独立役員

候補者番号	ほん	じょう	たけ	ひろ	再任	候補者の有する当社株式数
1	本	庄	武	宏	1954年4月13日生	46,600株

略歴および重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
 2007年 6月 同 執行役員 企画部長
 2008年 6月 同 常務執行役員
 エネルギー事業部長
 2009年 6月 同 取締役 常務執行役員
 エネルギー事業部長

2010年 6月 同 取締役 常務執行役員
 サービス統括 リビング事業部長
 2013年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
 2015年 4月 同 代表取締役社長 社長執行役員
 2021年 1月 同 取締役会長（現任）



取締役候補者とした理由

2007年6月の当社執行役員就任以降、エネルギー事業部長、リビング事業部長等を務め、2013年4月から代表取締役、2015年4月から代表取締役社長を務めました。2021年1月から取締役会長を務めており、議長として取締役会の意思決定機能と監督機能の一層の強化に努めました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、特に事業戦略、営業・マーケティングに関する経験と知識を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	ふじ	わら	まさ	たか	再任	候補者の有する当社株式数
2	藤	原	正	隆	1958年2月28日生	18,700株

略歴および重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
 2012年 4月 同 執行役員
 エネルギー事業部
 エネルギー開発部長
 2013年 4月 同 執行役員
 大阪ガスケミカル株式会社
 代表取締役社長
 日本エンバイロケミカルズ株式会社
 代表取締役社長
 2015年 4月 当社常務執行役員
 大阪ガスケミカル株式会社
 代表取締役社長

2016年 4月 当社副社長執行役員
 CSR統括 経営企画本部長
 担当：情報通信部 CSR・環境部
 コンプライアンス部
 監査部
 分掌：株式会社オーグス総研
 大阪ガスケミカル株式会社
 秘書部 広報部 人事部
 総務部 資材部
 2016年 6月 同 代表取締役 副社長執行役員
 2021年 1月 同 代表取締役社長 社長執行役員
 （現任）



取締役候補者とした理由

2012年4月の当社執行役員就任以降、大阪ガスケミカル株式会社代表取締役社長、経営企画本部長等を務め、2016年6月から当社代表取締役を務めました。2021年1月から当社代表取締役社長を務めており、中期経営計画の立案等を牽引しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、特に営業・マーケティング、事業戦略、技術に関する経験と知識を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	みや がわ	ただし	再任	候補者の有する当社株式数
3	宮 川	正	1958年10月21日生	9,700株

略歴および重要な兼職の状況

1982年 4月 通商産業省入省
 2013年 6月 経済産業省製造産業局長
 2015年 1月 当社入社
 2015年 4月 同 常務執行役員
 担当：地域共創部門
 2016年 4月 同 常務執行役員
 担当：地域共創部門 東京支社
 地区支配人 統括地区支配人
 東京駐在

2016年 6月 同 取締役 常務執行役員
 担当：地域共創部門 東京支社
 地区支配人 統括地区支配人
 東京駐在
 2018年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
 (現任)



取締役候補者とした理由

当社入社前は経済産業省において製造産業局長を務め、2015年4月の当社執行役員就任以降、地域共創部門等を担当し、2018年4月から代表取締役を務めており、ガス製造・発電・エンジニアリング事業部長として再生可能エネルギー事業の拡大やイノベーション本部長としてイノベーション戦略の立案等を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、特に社会貢献、ガス製造・発電、技術に関する経験と知識を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	まつ い	たけし	再任	候補者の有する当社株式数
4	松 井	毅	1961年2月18日生	15,300株

略歴および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2013年 4月 同 執行役員 財務部長
 2014年 4月 同 執行役員 人事部長
 2016年 4月 同 常務執行役員
 資源・海外事業部長

2017年 6月 同 取締役 常務執行役員
 資源・海外事業部長
 2019年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
 (現任)



取締役候補者とした理由

2013年4月の当社執行役員就任以降、財務部長、人事部長、資源・海外事業部長等を務め、2019年4月から代表取締役を務めており、海外エネルギー事業の拡大や経営企画本部長として事業戦略の立案等を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、特に財務・会計、海外エネルギー事業、事業戦略に関する経験と知識を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

5

た さか たか ゆき
田 坂 隆 之

再任

1962年7月21日生

候補者の有する当社株式数

14,300株

略歴および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2015年 4月 同 執行役員
 リビング事業部計画部長
 2016年 4月 同 常務執行役員
 サービス統括 リビング事業部長
 2018年 4月 同 常務執行役員
 エネルギー事業部長

2018年 6月 同 取締役 常務執行役員
 エネルギー事業部長
 2020年 4月 同 取締役 常務執行役員
 経営企画本部長
 2021年 1月 同 代表取締役 副社長執行役員
 (現任)



取締役候補者とした理由

2015年4月の当社執行役員就任以降、リビング事業部長、エネルギー事業部長、経営企画本部長等を務め、2021年1月から代表取締役を務めており、当社営業部門における競争力の強化等を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、特に営業・マーケティング、事業戦略に関する経験と知識を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

6

たけ ぐち ふみ とし
竹 口 文 敏

新任

1961年11月14日生

候補者の有する当社株式数

19,400株

略歴および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2013年 4月 同 理事 秘書部長
 2016年 4月 同 執行役員 総務部長
 2018年 4月 同 常務執行役員
 担当：秘書部 広報部 人事部
 総務部 資材部

2018年 6月 同 取締役 常務執行役員
 担当：秘書部 広報部 人事部
 総務部 資材部
 2020年 6月 同 常務執行役員
 担当：秘書部 広報部 人事部
 総務部 資材部 (現任)



取締役候補者とした理由

2016年4月の当社執行役員就任以降、総務部長、秘書部・広報部・人事部等を担当する常務執行役員を務めており、当社グループ本社部門におけるガバナンスの強化や新型コロナウイルス感染症対策等を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、特にガバナンス、リスクマネジメントに関する経験と知識を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	みや	はら	ひで	お	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数
7	宮	原	秀	夫	1943年6月21日生			0株

略歴および重要な兼職の状況

1989年10月	大阪大学基礎工学部教授	2013年 4月	大阪大学大学院 情報科学研究科特任教授
1998年 4月	大阪大学大学院 基礎工学研究科長 基礎工学部長	2016年 4月	同 情報科学研究科招聘教授（現任）
2002年 4月	同 情報科学研究科長	2013年 6月	当社取締役（現任）
2003年 8月	大阪大学総長		
2007年 9月	独立行政法人情報通信研究機構理事長		



取締役候補者とした理由

情報工学分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、大阪大学大学院情報科学研究科長、大阪大学総長を務められるなど、特に情報工学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しておられます。また、2013年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である国立大学法人大阪大学等とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同法人等の連結売上高（総収入）の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であります。また、当社は、国立大学法人大阪大学に寄付を行っておりますが、その額は、過去3年間平均で1千万円以下であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（20頁参照）を満たしております。

候補者番号	むら	お	かず	とし	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数
8	村	尾	和	俊	1952年10月21日生			0株

略歴および重要な兼職の状況

1976年 4月	日本電信電話公社入社	2019年 6月	当社取締役（現任）
2012年 6月	西日本電信電話株式会社 代表取締役社長		
2018年 6月	同 相談役（現任）		



取締役候補者とした理由

西日本電信電話株式会社の代表取締役社長を務められるなど、特に企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しておられます。また、2019年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である西日本電信電話株式会社等とガス使用契約、通信契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同社等の連結売上高の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（20頁参照）を満たしております。

候補者番号	き	じま	たつ	お	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数
9	来	島	達	夫	1954年9月22日生			0株

略歴および重要な兼職の状況

1978年 4月 日本国有鉄道入社
 2016年 6月 西日本旅客鉄道株式会社
 代表取締役社長
 2019年12月 同 取締役副会長（現任）

2020年 6月 当社取締役（現任）



取締役候補者とした理由

西日本旅客鉄道株式会社の代表取締役社長を務められるなど、特に企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しておられます。また、2020年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である西日本旅客鉄道株式会社とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同社の連結売上高の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（20頁参照）を満たしております。

候補者番号	さ	とう	ゆ	み	こ	新任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数
10	佐	藤	友	美	子	1951年9月20日生			0株

略歴および重要な兼職の状況

1975年 4月 サントリー株式会社入社
 1998年 3月 同 不易流行研究所部長
 2005年 3月 同 次世代研究所部長
 2008年 4月 財団法人サントリー文化財団上席研究フェロー
 2013年10月 追手門学院大学特別任用教授
 同 地域文化創造機構特別教授
 2014年 5月 学校法人追手門学院成熟社会研究所所長

2015年 4月 追手門学院大学地域創造学部教授（現任）
 2016年 4月 同 成熟社会研究所所長
 2020年 6月 学校法人追手門学院理事（現任）

〔重要な兼職の状況〕

・追手門学院大学地域創造学部教授
 ・学校法人追手門学院理事



取締役候補者とした理由

生活・文化に関する社会学分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、サントリー株式会社次世代研究所部長、学校法人追手門学院理事を務められるなど、特に生活・文化に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しておられることから、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、今回新たに、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である学校法人追手門学院とガス使用契約の取引関係がありますが、その規模は、受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（20頁参照）を満たしております。

- (注) 1. 候補者が現在当社の取締役である場合の、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況については、上記「略歴および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、35頁から38頁の事業報告に記載のとおりであります。なお、「略歴および重要な兼職の状況」欄の分掌とは、特定の本部、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うことであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、現在当社の取締役である候補者番号①から⑤までおよび⑦から⑨までの各候補者との間で、補償契約（契約の内容の概要は39頁の事業報告参照）を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間の当該契約を継続いたします。また、当社は、本議案において候補者 竹口文敏および佐藤友美子の各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社ならびに当社の取締役、監査役および執行役員等（候補者番号①から⑨までの各候補者を含みます。）を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（契約の内容の概要は39頁の事業報告参照）を締結しており、本議案において候補者 佐藤友美子氏の選任が承認可決された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に新たに含まれることとなります。また、当社は、保険期間満了時には、同内容の契約を締結する予定であります。
5. 候補者 宮原秀夫、村尾和俊、来島達夫および佐藤友美子の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。現に社外取締役である社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、宮原秀夫氏が8年、村尾和俊氏が2年、来島達夫氏が1年となります。
6. 当社は、社外取締役候補者各氏を、上場している証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります（再任候補者については、現在も独立役員として届け出ております。）。
7. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、宮原秀夫、村尾和俊および来島達夫の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間の当該契約を継続いたします。また、当社は、本議案において候補者 佐藤友美子氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
8. 社外取締役候補者には、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。

【ご参考】社外役員の独立性の判断基準

当社が定める社外役員の独立性の判断基準は、以下のとおりであります。

1. 当社または関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人（以下「業務執行者」という。）ではなく、その就任の前10年間に、当社グループの業務執行者でないこと
2. 当社を主要な取引先とする者（*1）またはその業務執行者でなく、最近3年間ににおいても業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（*2）またはその業務執行者でなく、最近3年間ににおいても業務執行者でないこと
4. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を保有している者。以下同じ。）またはその業務執行者でないこと
5. 当社が主要株主となっている者の業務執行者でないこと
6. 当社から多額（*3）の寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと
7. 当社から役員報酬以外に多額（*4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）でなく、当社グループの会計監査人でないこと
8. 当社の業務執行者が他の会社における社外役員に就いている場合における当該他の会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者でないこと
9. 下記に掲げる者の近親者（配偶者または二親等内の親族）でないこと
 - （1）現在および最近3年間に、当社グループの取締役、監査役、執行役員またはこれらの者に準ずる地位にある重要な使用人（以下「重要な業務執行者」という。）
 - （2）上記2. から6. までの掲げる者のうち、重要な業務執行者
 - （3）上記7. に掲げる者のうち、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者
10. その他、上記1. から9. までの事由以外で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反を生じるおそれのないこと

*1 支払金額が当該取引先の連結売上高の2%以上

*2 受取金額が当社の連結売上高の2%以上、または借入金残高が当社の連結総資産の2%以上

*3 過去3年間平均で1千万円超

*4 過去3年間平均で1千万円または支払先の団体の総売上高（総収入）の2%に相当する額のいずれか大きい額を超えること

ただし、上記1. から10. までのいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立役員として相応しい者については、その理由を説明・開示することにより、当社の独立役員とすることができるものとする。

第4号議案 株式報酬付与のための取締役報酬上限額等の決定および改定の件

1. 提案の理由

中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに、次のとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いするものであります（かかる報酬制度を、以下「本制度」といいます。）。

また、本制度による報酬は取締役（社外取締役を含みます。）の月額金銭報酬（以下「月額金銭報酬」といいます。）とは別枠とし、本制度導入に伴い、月額金銭報酬の上限額を改定することについてもあわせてご承認をお願いするものであります。

当社は、取締役会において、本議案をご承認いただいた場合における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は、41頁の事業報告に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

2. 本制度の概要

（1）本制度に係る金銭報酬および株式数の上限

本制度により対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当であると考えられる金額として、年額72百万円（月額換算6百万円）以内といたします。

また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度による金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。これにより発行または処分する当社の普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当であると考えられる数として、年48千株以内^(※)といたします。

本制度に係る報酬の各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものといたします。

（※）本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、この総数上限は、当該分割比率、割当比率または併合比率に比例して調整されるものといたします。1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

(2) 譲渡制限付株式割当契約の内容の概要

本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

本割当契約の内容の概要は、次のとおりであります。

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が、当社が正当と認める事由または死亡による退任であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部（任期満了前に退任した場合は在任期間に相当する一部）についての譲渡制限を解除する。ただし、下記④の場合のほか、本割当契約において定める一定の事由に該当した場合には、譲渡制限期間の満了時点より前の時点において本割当株式の全部または一部についての譲渡制限を解除する。

③本割当株式の無償取得

当社は、上記②の時点において上記②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。このほか、対象取締役において非違行為があった場合、破産手続開始申立てがあった場合等、本割当契約において定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 月額金銭報酬上限額の改定

本制度導入に伴い、取締役（社外取締役を含みます。）の月額金銭報酬額について、従来ご承認いただいた月額63百万円以内から本制度に係る金銭報酬の上限額である月額換算6百万円を差し引いた月額57百万円以内といたします。これにより、本制度による報酬額と月額金銭報酬額をあわせた総額は、従来と同様の月額換算63百万円以内となります。

（注）第3号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、月額金銭報酬の対象となる取締役は10名（うち社外取締役は4名、月額5百万円以内）、株式報酬の対象となる取締役は6名（社外取締役は含まれません。）となります。

以 上

I | 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に落ち込みましたが、下期には、世界経済の回復を受けて製造業を中心に輸出や生産が伸長するなど、一部に持ち直しの動きが見られました。

こうした経営環境のもと、当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」となることを目指し、積極的に事業活動を展開してまいりました。

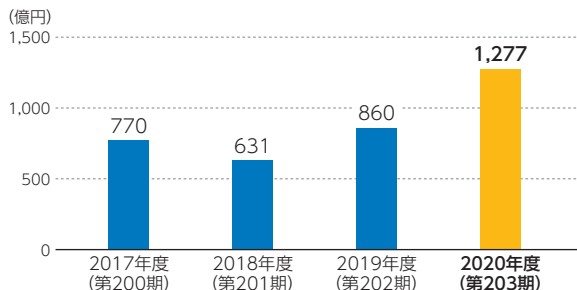
当期における連結売上高は、電力事業で電力販売量が増加したものの、ガス事業で原料費調整制度に基づき販売単価が低めに推移したことなどにより、前期に比べて0.3%減の1兆3,641億円となりました。

(グラフ1)

連結経常利益は、フリーポートLNGプロジェクトや米国上流事業等における海外エネルギー事業の増益に加え、ガス事業や電力事業の増益等により、前期に比べて48.5%増の1,277億円となりました。

(グラフ2)

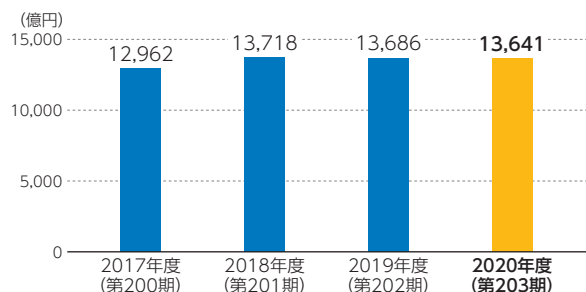
グラフ 2 連結経常利益の推移



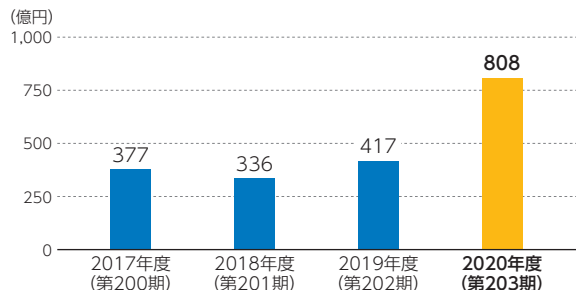
親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて93.5%増の808億円となりました。

(グラフ3)

グラフ 1 連結売上高の推移



グラフ 3 親会社株主に帰属する当期純利益の推移



以下、当社グループの事業部門別（セグメント別）の概況をご報告いたします。

1 国内エネルギー・ガス

売上高は、前期に比べて6.2%減の9,160億円となりました。

家庭用の都市ガス販売量は、冬場の気温・水温が低く推移した影響等により、前期に比べて3.4%増の19億4百万m³となりました。

業務用等の都市ガス販売量は、新型コロナウイルス感染症の影響によるお客さま設備の稼働減少等により、前期に比べて4.9%減の52億5千3百万m³となりました。

これらの結果、都市ガス販売量は、前期に比べて2.8%減の71億5千7百万m³となりました。

都市ガス供給件数は、当期末時点で514万4千件となりました。

家庭用のガス機器・サービスにつきましては、給湯、暖房、調理等の機器・設備に加え、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」等の商品の開発および販売拡大に努めるとともに、ガス機器・水まわりの修理等や防災・防犯に関する「住ミカタ・サービス」等の各種サービスの提供に努めました。

2020年4月、「エネファームtype S」の新商品を発売いたしました。従来の機種に比べて、発電効率の向上と小型化を実現するとともに、スマートフォンの専用アプリと連動させてお使いいただけるIoTを活用した機能を拡充しております。同年12月には、「2020年度省エネ大賞（製品・ビジネスモデル部門）」の省エネルギーセンター会長賞を受賞いたしました。停電時も電気と熱を供給する自立運転機能を備えた機種も用意しております。

また、本年3月、会員専用サイト「マイ大阪ガス」(*)をリニューアルし、ポイント制度の変更や防災情報のお知らせサービスの拡充を行うなど、内容の充実に努めました。

(※) ポイント制度や、ガス・電気の使用量や料金を確認できる機能等の各種サービスをご利用いただける会員制のサイト。



DaigasグループブランドのPR



ガスコンロ「クラスSプレミア」



「エネファームtype S」

業務用のガス機器・サービスにつきましては、コージェネレーションシステム、冷暖房システム、厨房機器、ボイラ、工業炉、バーナ等の商品の開発および販売拡大に努めるとともに、エンジニアリング力を活用し、お客さまのニーズに応じた高付加価値のソリューションの提供に努めました。

2020年4月、冷暖房システムの新商品「GHP XAIR（エグゼア）Ⅲ」を発売いたしました。従来の機種に比べて、年間エネルギー効率を約10%向上させるとともに、設置スペースの低減や軽量化を実現しております。同年12月には、「2020年度省エネ大賞（製品・ビジネスモデル部門）」の資源エネルギー庁長官賞を受賞いたしました。

脱炭素社会の実現に向けて、法人のお客さま向けに、CO₂クレジットを活用したカーボンニュートラルな都市ガス^{（※1）}の販売を決定し、本年4月より受付を開始いたしました。

また、都市ガスの脱炭素化の有望技術として期待される高効率なメタネーション技術^{（※2）}の基礎研究に取り組んでおり、当該技術の実現のキーとなる新型SOECの実用サイズセル（基板）の試作に国内で初めて成功いたしました。2030年頃に技術確立することを目指し、今後も研究開発を推進してまいります。

（※1）天然ガスの採掘、輸送、製造、燃焼の各工程で発生するCO₂をCO₂クレジットで相殺したLNGを活用するもの。

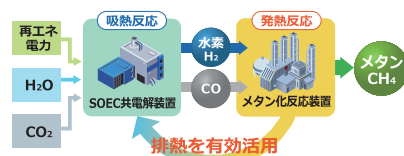
（※2）SOEC（固体酸化物をを用いた電気分解素子）を用いて、再生可能エネルギー電力で水蒸気をCO₂とともに電気分解することにより水素とCOを生成し、さらに触媒反応によりメタンを合成する技術。

安定供給・保安の確保につきましては、天然ガスの調達先の多様化、AI技術活用も含めた製造・供給設備の保全と計画的な改修、安全機能を備えたガス機器の普及促進、新型コロナウイルス感染症対策等に継続的に取り組みました。

また、2020年9月、感染症拡大下の地震発生を想定し、感染症対策を講じた災害対応を確認する「全社総合防災訓練」を実施するなど、引き続き、地震対策・津波対策に取り組みました。



「GHP XAIR（エグゼア）Ⅲ」



高効率なメタネーション技術のイメージ図



「全社総合防災訓練」の様子

2 国内エネルギー・電力

売上高は、前期に比べて22.7%増の2,472億円となりました。

電力販売量は、前期に比べて22.3%増の161億3千3百万kWhとなりました。

低圧電気需給契約に基づく供給件数は、当期末時点で151万件となりました。

本年3月、環境に配慮した電気をご希望のお客さま向けの料金メニュー「スタイルプランE-ZERO」に新たなプランを追加し、受付を開始いたしました。また、脱炭素の推進に取り組む法人のお客さま向けの新料金メニュー「D-Green（ディーグリーン）」シリーズを設定し、本年4月より受付を開始するなど、料金メニューの拡充と電気の販売拡大に努めました。

福島県相馬郡新地町における福島ガス発電株式会社（出資比率20%）の天然ガス火力発電所（発電容量118万kW）と、千葉県市原市における市原バイオマス発電株式会社（出資比率39%）のバイオマス発電所（発電容量約5万kW）が、それぞれ営業運転を開始いたしました。

また、青森県上北郡野辺地町における陸上風力発電事業（発電容量約4万kW、2022年3月竣工予定。匿名組合出資比率39%）や、愛知県田原市におけるバイオマス火力発電事業（発電容量約7万kW、2024年10月竣工予定。出資比率25%）等に参画いたしました。

これらに加え、株式会社ウエストホールディングスとの間で、同社が開発する小規模太陽光発電設備から20万kW分の再生可能エネルギーと環境価値を長期にわたり調達する契約を締結するなど、電源（天然ガス火力発電・再生可能エネルギー発電）の拡大に努めました。

この結果、海外エネルギーセグメントに含まれる海外分も含め、再生可能エネルギー電源の普及貢献量は、当期末時点で約105万kWとなりました。



電力小売のPR



市原バイオマス発電所（千葉県）



株式会社ウエストホールディングスが
開発する小規模太陽光発電設備

3 海外エネルギー

売上高は、前期に比べて13.0%増の691億円となりました。

米国テキサス州でシェールガス生産開発事業を行うSabine Oil & Gas Corporation（出資比率100%）は、ガスの生産実績が計画を上回るなど、業績は順調に推移いたしました。

2020年8月、米国イリノイ州において、スリーリバーズ天然ガス火力発電所（発電容量125万kW、2023年5月商業運転開始予定）を運営する事業会社の持分15%を取得し、発電事業に参画いたしました。

本年3月、双日株式会社と共同出資するベトナム国現地法人Sojitz Osaka Gas Energy Company Ltd.（出資比率49%）は、エースコック株式会社のベトナム国現地法人との間で、2か所の食品工場の燃料を石炭から天然ガスへ転換する天然ガス供給契約を締結いたしました。

4 ライフ&ビジネス ソリューション

売上高は、前期に比べて1.3%減の2,165億円となりました。

都市開発事業を展開する大阪ガス都市開発株式会社は、当期中に「アーバネックス秋葉原EASTⅢ」等の3物件の賃貸マンションを取得するとともに、大規模賃貸オフィスビル「KRP10号館」を竣工するなど、資産の拡充に努めました。また、「シーンズ大手前」等の3物件の分譲マンションが竣工いたしました。

情報ソリューション事業を展開する株式会社オージス総研は、企業情報システムのコンサルティング・設計・開発・運用や、データセンター・クラウドサービス等、総合的なITサービスの提供に努めました。

材料ソリューション事業を展開する大阪ガスケミカル株式会社は、石炭化学技術等を基盤として、ファイン材料、炭素材製品、保存剤等、付加価値の高い材料等の開発および販売拡大に努めました。



Sabine Oil & Gas Corporationの
シェールガス鉱区（米国テキサス州）



スリーリバーズ天然ガス火力発電所
（米国イリノイ州）



KRP10号館（京都府）

事業部門別 売上高・セグメント利益

	国内エネルギー・ガス	国内エネルギー・電力	海外エネルギー	ライフ&ビジネスソリューション
売上高（億円）	9,160	2,472	691	2,165
前期比（％）	△6.2	+22.7	+13.0	△1.3
構成比（％）	63.2	17.1	4.8	14.9
セグメント利益（億円）	653	150	221	192
前期比（％）	+22.8	+91.4	+170.9	△2.2
構成比（％）	53.7	12.3	18.2	15.8

（注）事業部門別の売上高・セグメント利益には、事業部門間の内部取引に係る金額を含んでおります。なお、セグメント利益には、持分法による投資損益を含んでおります。

2020年4月1日付の組織再編に伴い、従来「国内エネルギー・電力」セグメントに含めていた連結子会社1社を、当期より「国内エネルギー・ガス」セグメントに含めております。なお、本事業報告における前期比は、この変更を反映して算定した数値に基づき記載しております。

② 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業部門	主要な事業内容
国内エネルギー・ガス	● 都市ガスの製造・供給および販売 ● ガス機器販売 ● ガス配管工事 ● LNG販売 ● LPG販売 ● 産業ガス販売
国内エネルギー・電力	● 発電および電気の販売
海外エネルギー	● 天然ガスおよび石油等に関する開発・投資 ● エネルギー供給 ● LNG輸送
ライフ&ビジネスソリューション	● 不動産の開発および賃貸 ● 情報処理サービス ● ファイン材料および炭素材製品の販売

③ 設備投資の状況

設備投資額につきましては、1,894億円となりました。

当期中に当社のガス本支管は186km増加し、当期末の延長は51,383kmとなりました。

また、ガス製造・供給設備における安定供給と保安の確保を目的とした工事や、当社子会社による天然ガス開発・生産事業に関する設備工事、発電所の建設工事等を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

長期借入金につきましては、当期中に359億円を借りました。また、社債^(※)につきましては、当期中に劣後特約付社債750億円（額面）を発行いたしました。

なお、長期借入金につきましては、当期中に445億円を返済いたしました。また、社債^(※)につきましては、当期中に300億円を償還いたしました。

（※）短期社債を含んでおりません。

⑤ 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」として、天然ガス・電力・LPGなどのエネルギーとその周辺サービスや、都市開発・材料・情報等のエネルギー以外の様々な商品・サービスを通じて、「お客さま価値」「社会価値」「株主さま価値」「従業員価値」の創造を目指します。そのためには、持続的な成長を実現することが最大の経営課題であると認識し、2017年に長期経営ビジョン2030「Going Forward Beyond Borders」を、本年3月には新中期経営計画2023「Creating Value for a Sustainable Future」を策定いたしました。

当社グループは、本ビジョン・計画に沿って、持続可能な社会の実現に貢献し、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指し、電力・ガス小売全面自由化等の政策動向にも的確に対応しながら、積極的に事業活動を進めてまいります。

さらに、本年1月に策定した「カーボンニュートラルビジョン」に沿って、メタネーション等の技術開発を軸とした都市ガスの脱炭素化と、再生可能エネルギーを軸とした電源の脱炭素化によって、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現を目指した取り組みを進めてまいります。その実現の過程においても引き続き、確実なCO2排出削減の取り組みを行い、低炭素社会の実現に貢献してまいります。

2. 重点課題

中期経営計画2023では「ミライ価値の共創」「企業グループとしてのステージ向上」を重点戦略とし、それぞれの取り組みを通じた社会課題の解決に資する価値創造と、「国内エネルギー事業」「海外エネルギー事業」「ライフ&ビジネス ソリューション事業」を3つの柱とした、将来の経営環境の変化に対応するポートフォリオ経営の実践を目指しております。それらの実現に向け、以下のとおり、課題に取り組んでまいります。

(1) 国内・海外エネルギー事業

① 安定的、経済的な原燃料調達、上流（開発・生産）・液化事業の推進

多数の生産者から分散して調達することにより、天然ガス等の原燃料の安定確保に努めるとともに、契約価格指標の多様化等により、市場競争力を高める原燃料調達を目指します。

また、天然ガス等の安定調達と収益獲得のため、現在取り組んでいる液化事業・ガス田等のプロジェクトを着実に推進してまいります。

②競争力のある電源の確保および再生可能エネルギーの普及拡大

国内外での新規電源の開発、卸電力市場からの調達等を通じて、競争力のある電源ポートフォリオの構築を進めます。特に再生可能エネルギーは、国内での開発の推進や調達先の拡大を進めるとともに、海外での事業参画強化を図ります。

③安定供給と保安の確保

ガス製造・供給設備、発電設備等の維持・増強・改修、地震・津波等の自然災害対策および新型コロナウイルス等による感染症の流行等の事態への対策等、安定供給とレジリエンスの向上に継続的に取り組んでまいります。また、万一のガス漏れ等の緊急時への対応を引き続き行い、お客さま先の保安の確保に努めてまいります。

④国内外におけるマーケットビジネスの拡大

燃料電池等のガスコージェネレーションシステムやガス冷暖房の普及、電力・LPG販売の拡大、分散型電源と再生可能エネルギーを組み合わせたエネルギーネットワークの構築等を通じて、低・脱炭素化やレジリエンスの向上といった社会課題の解決に貢献してまいります。また、デジタル技術等を起点に、住ミカタ・サービスなどのライフサポートサービス、建物・設備の管理やメンテナンス、空調・換気、水処理、省エネルギーや設備稼働状況等の見える化など、エネルギー周辺サービスを拡充するとともに、お客さまのライフスタイルやビジネスニーズに応じたエネルギー料金メニューも総合的に提供することで、お客さまの快適な生活の実現やビジネスの発展に貢献してまいります。さらに、各地のエネルギー事業者を含めた様々なパートナーとの連携等を通じ、国内で幅広くマーケットビジネスを拡大してまいります。

海外でも、ガス・電力・エネルギーサービス事業の運営や新規案件の開発等に着実に取り組んでまいります。

⑤エネルギーインフラ開発・エンジニアリング事業の拡大

国内外において、LNG基地等の新規エネルギーインフラ開発を拡大いたします。また、LNGの導入等を検討しているお客さまに対し、これまでの事業展開で培ったノウハウを活かし、ニーズに応じたソリューションを提案することでエンジニアリング事業を拡大してまいります。

⑥公正で効率的なガス導管事業の推進

託送供給の中立性・透明性の確保や利便性の向上を図りつつ、地域社会や需要家のニーズに応えながら、都市ガス需要の維持・拡大に継続的に取り組んでまいります。

(2) ライフ&ビジネス ソリューション事業

エネルギー事業で培った技術と知見を基盤に、都市開発・材料・情報等の事業において、固有の強みを活かした商品・サービスを提供することで、国内外のお客さまの快適・便利・健康の実現をサポートし、お客さまの豊かな暮らしやビジネスの発展に貢献してまいります。

(3) 経営基盤

①ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の実践

「Daigasグループ企業行動憲章」に基づき、ESGに配慮した経営を実践し、国内外における当社グループのサプライチェーンに関わる皆様とともに、お客さまや社会からのさらなる信頼獲得に努めてまいります。

具体的には、天然ガスへの燃料転換、高効率な設備や再生可能エネルギーの導入等により、お客さま先や自らの事業活動におけるCO2排出削減の取り組みを一層拡大するとともに、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえて、脱炭素化への取り組みに関する情報開示の充実に取り組んでまいります。また、国際規範に則った人権や労働・安全衛生への取り組みや、ダイバーシティ&インクルージョン、情報セキュリティ対策、ガバナンス体制の構築等を推進いたします。

②イノベーション・技術開発・デジタルトランスフォーメーションの推進

IoTやAIなど、最先端のデジタル技術や当社グループ内外のアイデアを活用したサービスの提供による新たな価値創造と、社内での業務改革・システム刷新による生産性の向上に取り組んでまいります。

また、燃料電池をはじめとするガス機器・設備のさらなる高効率化とコストダウン、新たな材料や情報処理、温暖化対策等に関する技術開発を推進いたします。

③人材・組織の強化

持続的な成長の実現に向け、人材の多様性を高め、新しい価値を生み出せる人材の採用・育成とチャレンジを促す組織風土の醸成を進めてまいります。また、健康で強靱な当社グループであり続けるために、生産性が高く、創造性豊かな働き方を促進する働き方改革に一層積極的に取り組んでまいります。

3. おわりに

グループの内部統制システムの運用状況の確認および評価を継続的に行い、所要の措置を講じることにより、実効性の高い内部統制を行ってまいります。これらの仕組みのもと、以上の課題に対処するとともに、「Daigasグループ企業理念」を実践し、持続的成長に向けて不断の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑥ 財産および損益の状況

区分	2017年度 第200期	2018年度 第201期	2019年度 第202期	2020年度 第203期 (当期)
売上高 (百万円)	1,296,238	1,371,863	1,368,689	1,364,106
経常利益 (百万円)	77,087	63,103	86,018	127,752
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	37,724	33,601	41,788	80,857
1株当たり当期 純利益 (※1) (円)	90.71	80.80	100.50	194.48
総資産 (※2) (百万円)	1,897,230	2,029,722	2,140,482	2,313,357
純資産 (百万円)	1,028,799	1,035,044	1,027,667	1,114,597

(※1) 2017年度（第200期）から2020年度（第203期）までの「1株当たり当期純利益」は、いずれも2017年10月1日付の株式併合が2017年度（第200期）の期首に行われたと仮定して算定しております。

(※2) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第201期から適用しており、第200期についても、当該会計基準を遡って適用し算定しております。

⑦ 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況（2021年3月31日現在）

(1) 主要な営業所等の状況

当 社	本 社	本社〔大阪府〕
	事 業 所 (※1)	大阪事業所〔大阪府〕 南部事業所〔大阪府〕 北部事業所〔大阪府〕 東部事業所〔大阪府〕 兵庫事業所〔兵庫県〕 京滋事業所〔京都府〕
	LNG基地	泉北製造所〔大阪府〕 姫路製造所〔兵庫県〕
	研 究 所	エネルギー技術研究所 〔大阪府〕
子会社 (※2)	大阪ガス都市開発株式会社〔大阪府〕 株式会社オーガス総研〔大阪府〕 大阪ガスケミカル株式会社〔大阪府〕 大阪ガスマーケティング株式会社〔大阪府〕 Daigasエナジー株式会社〔大阪府〕 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社〔大阪府〕	

(2) 従業員の状況

事業部門	従業員数 (名) (※3)
国内エネルギー・ガス	11,146
国内エネルギー・電力	268
海外エネルギー	292
ライフ&ビジネスソリューション	9,235
合 計	20,941

(※1) ネットワークカンパニーは、それぞれの事業所に地域導管部が所在しております。エナジーソリューション事業部は、業務別組織で事業活動を展開しております。

(※2) 重要な子会社の本社所在地を主要な営業所としております。

(※3) 従業員数は、就業人員数であります。

⑧ 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

当社グループでは、関係会社のうち、エネルギー分野その他の各事業分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社を中核会社および基盤会社としており、これらを重要な子会社としております。

区分	会社名	資本金 (百万円)	持株比率 (%)	主要な事業内容
中核会社	大阪ガス都市開発株式会社	1,570	100	不動産の開発・賃貸・管理・分譲
	株式会社オーガス総研	440	100	ソフトウェア開発、コンピュータによる情報処理サービス
	大阪ガスケミカル株式会社	14,231	100	ファイン材料および炭素材製品等の製造・販売
基盤会社	大阪ガスマーケティング株式会社	100	100	家庭用向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、リフォーム
	Daigas エナジー株式会社	310	100	業務用等向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、エネルギーサービス、LNG販売、LPG販売、熱供給
	Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社	100	100	ガス製造所・発電所のオペレーション・メンテナンス、発電および電気の販売、エンジニアリング

(注) 上記の重要な子会社6社を含む連結子会社は、154社であります。

なお、本年4月1日以降、資源・海外エネルギー分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社を海外地域統括会社として新たに設定し、中核会社および基盤会社に加えて、次の海外地域統括会社（本社所在地は、米国テキサス州）を重要な子会社としております。

会社名	資本金 (米ドル)	持株比率 (%)	主要な事業内容
Osaka Gas USA Corporation	1	100	北米における石油および天然ガスならびにエネルギー供給事業に関する投資等

⑨ 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	76,827
株式会社三菱UFJ銀行	38,326
株式会社日本政策投資銀行	27,959
株式会社国際協力銀行	24,622
株式会社京都銀行	17,035

Ⅱ 役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	本 庄 武 宏		大阪府公安委員会委員 大阪ガス都市開発株式会社取締役
代表取締役社長 社長執行役員	藤 原 正 隆		株式会社オージス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	宮 川 正	技術統括 ガス製造・発電・エンジニアリング事業部長 イノベーション本部長 担当：地域共創部門 東京支社 監査部 地区支配人 統括地区支配人 分掌：株式会社オージス総研 大阪ガスケミカル株式会社	株式会社オージス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	松 井 毅	ESG推進統括 経営企画本部長 分掌：資源・海外事業部 ネットワークカンパニー 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部	
代表取締役 副社長執行役員	田 坂 隆 之	サービス統括 エネルギーソリューション事業部長 分掌：大阪ガス都市開発株式会社	大阪ガス都市開発株式会社取締役
取締役	尾 崎 裕	相談役	大阪商工会議所会頭 日本放送協会経営委員会委員 塩野義製薬株式会社取締役
取締役	宮 原 秀 夫		大阪大学大学院情報科学研究科招聘教授 一般社団法人ナレッジキャピタル代表理事 西日本旅客鉄道株式会社取締役
取締役	村 尾 和 俊		西日本電信電話株式会社相談役 公益社団法人関西経済連合会副会長 京阪ホールディングス株式会社取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	来島達夫		西日本旅客鉄道株式会社取締役副会長
監査役（常勤）	藤原敏正		
監査役（常勤）	米山久一		
監査役	木村陽子		公立大学法人奈良県立大学理事
監査役	八田英二		学校法人同志社総長、同理事長 公益財団法人日本学生野球協会会長 公益財団法人日本高等学校野球連盟会長 一般社団法人大学監査協会副会長
監査役	佐々木茂美		一般財団法人日本法律家協会近畿支部理事

- (注) 1. 「担当」欄の分掌とは、特定の本部、部門、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うことであります。
2. 取締役 宮原秀夫、村尾和俊、来島達夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 木村陽子、八田英二、佐々木茂美は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役（社外役員）全員を、上場している証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
5. 各社外役員の「重要な兼職の状況」欄に記載の法人等と当社との間には、記載すべき関係はありません。
6. 取締役 来島達夫および監査役 米山久一は、2020年6月26日開催の第202回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
7. 取締役 尾崎裕の「重要な兼職の状況」欄に記載の塩野義製薬株式会社取締役、取締役 宮原秀夫の同欄に記載の西日本旅客鉄道株式会社取締役、取締役 村尾和俊の同欄に記載の京阪ホールディングス株式会社取締役は、社外取締役であります。

(注) 8. 当期中の取締役の地位および担当の異動

取締役（社外取締役を除きます。）の地位および担当は、本年1月1日、一部変更となりました。変更前の地位および担当は、以下のとおりであります。なお、変更後の地位および担当は、前記の2021年3月31日現在の地位および担当と同じであります。

地位	氏名	担当
代表取締役会長	尾 崎 裕	
代表取締役社長 社長執行役員	本 荘 武 宏	
代 表 取 締 役 副社長執行役員	藤 原 正 隆	サービス統括 技術統括 エナジーソリューション事業部長 イノベーション本部長 分掌：大阪ガス都市開発株式会社 株式会社オーガス総研 大阪ガスケミカル株式会社
代 表 取 締 役 副社長執行役員	宮 川 正	ガス製造・発電・エンジニアリング事業部長 担当：地域共創部門 東京支社 監査部 地区支配人 統括地区支配人
代 表 取 締 役 副社長執行役員	松 井 毅	ESG推進統括 分掌：資源・海外事業部 ネットワークカンパニー 経営企画本部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部
取 締 役 常 務 執 行 役 員	田 坂 隆 之	経営企画本部長

(注) 9. 当期中の重要な兼職の状況の異動

取締役 藤原正隆は、2020年12月31日、大阪ガス都市開発株式会社取締役を退任いたしました。

取締役 宮川正は、本年1月5日、株式会社オーガス総研取締役および大阪ガスケミカル株式会社取締役に就任いたしました。

取締役 田坂隆之は、2020年4月1日、大阪臨海熱供給株式会社代表取締役社長を退任いたしました。

取締役 田坂隆之は、本年1月5日、大阪ガス都市開発株式会社取締役に就任いたしました。

取締役 尾崎裕は、2020年12月31日、株式会社オーガス総研取締役および大阪ガスケミカル株式会社取締役を退任いたしました。

取締役 尾崎裕は、本年2月28日、朝日放送グループホールディングス株式会社取締役を退任いたしました。

取締役 尾崎裕は、本年3月1日、日本放送協会経営委員会委員に就任いたしました。

取締役 村尾和俊は、2020年6月19日、田辺三菱製菓株式会社取締役を退任いたしました。

(注) 10. 当期末後の取締役の担当の異動

取締役の担当は、本年4月1日、以下のとおりとなりました。

地位	氏名	担当
取締役会長	本 庄 武 宏	
代表取締役社長 社長執行役員	藤 原 正 隆	
代表取締役 副社長執行役員	宮 川 正	技術統括 イノベーション本部長 担当：東京支社 監査部 統括支配人 分掌：ガス製造・発電・エンジニアリング事業部 株式会社オージス総研 大阪ガスケミカル株式会社
代表取締役 副社長執行役員	松 井 毅	保安統括 ESG推進統括 経営企画本部長 分掌：資源・海外事業部 ネットワークカンパニー 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部
代表取締役 副社長執行役員	田 坂 隆 之	サービス統括 エナジーソリューション事業部長 分掌：大阪ガス都市開発株式会社
取締役	尾 崎 裕	相談役
取締役	宮 原 秀 夫	
取締役	村 尾 和 俊	
取締役	来 島 達 夫	

(注) 11. 当期末後の重要な兼職の状況の異動

取締役 本庄武宏は、本年4月1日、一般社団法人日本ガス協会会長に就任いたしました。

監査役 佐々木茂美は、本年5月1日、一般財団法人日本法律家協会近畿支部支部長に就任いたしました。

② 補償契約に関する事項

当社は、前記「Ⅱ①取締役および監査役の氏名等」に記載の取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする補償契約を締結しております。

当社は、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該補償契約において主に以下の事項を定めております。

- ・一事象当たりの補償上限額
- ・法令に違反することを認識しながら職務を執行したことにより発生した費用および損失については、補償を行わない旨
- ・損失の一部を役員自身の負担とする旨

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社ならびに当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員^(※1)および社外派遣役員^(※2)を被保険者^(※3)として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害等（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を填補することを目的とする保険契約を本年1月に締結しております。

（※1）取締役会決議により選任される基本組織長等の重要な使用人。

（※2）当社の指示等に基づき、社外法人において会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与の地位（これらと同等とされる地位を含みます。）にある者。

（※3）1992年1月25日以降に被保険者となる地位を退任・退職した者および保険期間中に新たに被保険者となる地位に就任した者を含みます。

当社は、当該保険契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において主に以下の事項を定めております。

- ・保険期間中における保険金の総支払限度額
- ・私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害等については、保険金が支払われない旨
- ・損害の一部を被保険者自身の負担とする旨

なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。

④ 社外役員に関する事項

(1) 主な活動状況

社外役員の主な活動状況は、下表のとおりであります。

社外取締役には、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会や任意の諮問委員会への出席・発言等を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。

地位	氏名	出席状況および発言状況
取締役	宮原 秀夫	12回開催された取締役会に12回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	村尾 和俊	12回開催された取締役会に12回出席しております。企業経営・組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	来島 達夫	2020年6月26日の当社取締役就任後、10回開催された取締役会に10回出席しております。企業経営・組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	木村 陽子	12回開催された取締役会に12回出席し、また13回開催された監査役会に13回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	八田 英二	12回開催された取締役会に12回出席し、また13回開催された監査役会に13回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	佐々木 茂美	12回開催された取締役会に12回出席し、また13回開催された監査役会に13回出席しております。法曹実務家としての豊富な経験と専門的知見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会の決議により定めており、その概要は、下表^(※)のとおりであります。

（※）本年6月開催の第203回定時株主総会の第4号議案「株式報酬付与のための取締役報酬上限額等の決定および改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として定めた株式報酬導入後の報酬決定方針を記載しており、株式報酬導入前の現行の報酬決定方針との相違点は注釈に記載のとおりであります。

なお、取締役および監査役に対する退職慰労金については、廃止しております。

報酬決定方針（株式報酬導入後）

基本的な考え方

取締役の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に対する取締役の意欲を高める報酬体系とする。社外取締役以外の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬^(※1)とし、業務執行から独立した立場である社外取締役は、固定報酬としての基本報酬のみとする。

取締役の報酬は、客観性を確保し決定プロセスの透明性を図る観点から、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定する。

基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準等を踏まえて決定する。

業績連動報酬

業績連動報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、短期および中長期的な企業価値向上に資することを目的として、直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として決定する。

株式報酬

中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、各取締役の役位、職責、株価等を踏まえて決定する。^(※1)

報酬毎の割合

社外取締役以外の取締役は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬^(※1)の比率の目安を5:4:1^(※2)とする。社外取締役は、全額を基本報酬とする。

報酬の決定手続

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議により定める規則に従い、任意の諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定する。ただし、金銭報酬に係る内容は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長が決定することができる。^(※3)

（※1）現行の報酬決定方針では、下線部の記載はありません。

（※2）現行の報酬決定方針では、下線部を「6:4」としております。

（※3）現行の報酬決定方針では、下線部を「取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長が決定する。」としております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第172回定時株主総会において月額63百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は27名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任等に関する事項

当社は、取締役会の決議による委任に基づき、当時の代表取締役社長である本荘武宏が、当期における各取締役の報酬額、支給の時期および方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえて報酬の内容を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。

また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、上記の委任にあたっては、報酬決定方針および取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 監査役の報酬等についての株主総会の決議および報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第176回定時株主総会において月額14百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

各監査役の報酬額は、この範囲内で、監査役の協議により決定することとしており、業績に左右されず独立した立場で取締役の職務の執行を監査する役割を担っていることから、固定報酬のみとし、各監査役の地位等を踏まえて決定いたします。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
	固定報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	386	235	10
監査役（社外監査役を除く）	69	—	3
社 外 取 締 役	29	—	3
社 外 監 査 役	32	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額は415百万円、監査役の報酬等の総額は102百万円、社外役員の報酬等の総額は62百万円となっております。
2. 取締役（社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）の報酬等の額および員数には、2020年6月26日開催の第202回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名分および監査役1名分を含んでおります。
3. 業績連動報酬の額は、固定報酬に、直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として算定した係数を乗じることなどにより算定しております。親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、前記「Ⅰ⑥財産および損益の状況」に記載のとおりであります。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値向上に向けた取締役の意欲向上に資すると判断したためであります。

Ⅲ 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

① 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	700,000,000株
発行済株式の総数 ^(※)	416,680,000株
株主数	100,326名

(※) 自己株式920,065株を含んでおります。

② 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,787	8.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	20,631	4.96
日本生命保険相互会社	19,242	4.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	11,561	2.78
株式会社三菱UFJ銀行	11,188	2.69
株式会社りそな銀行	10,555	2.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,320	1.52
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,973	1.44
明治安田生命保険相互会社	5,838	1.40
J P モルガン証券株式会社	5,569	1.34

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式の数を除いております。

Ⅳ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等

(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分		監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当	社	98（※）	98
当	社 子 会 社	144	19
合	計	243	117

（※）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、組織再編（吸収分割）に係る会計・税務面の専門的見地からの助言の提供等を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役の全員の同意により解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 内部統制システムの概要

当社は、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について定めており、その概要は以下のとおりであります。

① 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役・従業員は、職務の執行の前提となる情報収集・事実調査を十分に行い、的確な事実認識のもと、職責権限に関する規程に基づき、合理的な判断を行う。
- (2) 業務執行取締役は、取締役会における適正な意思決定に資するとともに、監督機能の充実を図るため、独立性を有する社外役員を確保する。また、取締役会の監督機能の充実を図るとともに、効率的な業務執行の体制を確立するため、執行役員制度を採用する。
- (3) 業務執行取締役は、社長および取締役会の判断に資することを目的として経営会議を設け、経営の基本方針および経営に関する重要な事項について審議する。
- (4) 業務執行取締役は、「DaigasグループCSR憲章」^(※)を踏まえて、「Daigasグループ企業行動基準」を定め、当社グループの取締役および従業員にこれを周知徹底することにより、当社グループにおける法令・定款に適合した職務の執行の確保はもとより、公正で適切な事業活動（環境保全への貢献、社会貢献活動の推進、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を推進する。
(※)「DaigasグループCSR憲章」は、本年4月1日より「Daigasグループ企業行動憲章」となりました。
- (5) 業務執行取締役は、内部通報制度である相談・報告制度とESG推進委員会の設置により、当社グループにおけるコンプライアンスに係る状況の把握とコンプライアンスの推進に努める。
- (6) 当社グループの取締役・従業員は、コンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役もしくは上長に相談・報告するか、または相談・報告制度により報告する。業務執行取締役、総務部長または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じる。

② 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、職責権限に関する規程に基づき、判断要素、判断過程等を明記した取締役会議事録、稟議書等を作成する。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、情報の特性に応じて、適切に保存し、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行取締役は、製造・供給設備の工事、維持および運用に関する事項について保安規程を定めるとともに、製造供給体制の整備を推進することなどにより、ガス事業における保安の確保と安定供給に万全を期す。

- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長（当社の基本的組織単位の長）は、リスク（外的要因による危険、内的要因による危険、外部者との取引等に伴う危険）ごとに、リスク発生の未然防止、または発生した場合の損失の最小化のための対応策を講じ、損失の危険の管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理は、各基本組織および各関係会社を基本単位とし、基本単位の長は、損失の危険の管理を推進し、定期的にその有効性の確認作業を実施する。
- (4) 当社グループの経営に特に重要な影響を与える可能性がある緊急非常事態への対応は、災害対策に関する規程および事業継続計画による。

④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、職責権限に関する規程により、当社・当社グループにおける業務分担と意思決定に関する事項を定める。また、組織等の制度内容や職務の遂行に際しての一般的な遵守事項について規程等を定め、これらを周知徹底することにより、円滑な組織運営、業務の品質向上・効率化を図る。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、企業価値の最大化を目的として、当社・当社グループの中期経営計画と単年度計画を定めるとともに、業績管理指標により達成状況をフォローし、計画達成に向けて注力する。

⑤ 業務の適正を確保するためのその他の体制

前記各事項に加えて、業務執行取締役は、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努める。

- (1) 当社グループの各事業分野において中心的役割を担う会社（中核会社）または関係会社を管理する基本組織（経営サポート組織）を定め、関係会社の日常的な経営管理を行う。
- (2) 当社グループ全体の法令・定款適合性や効率性等について、当社の監査部長が内部監査を行う。その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに改善措置を講じる。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制の整備、運用および評価を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、監査役の求めがあれば、従業員を監査役の職務の補助に従事させ、監査役補助者が所属する監査役室を設置する。
- (2) 監査役補助者は、監査役の職務の補助に専従する。

⑦ 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、全従業員に等しく命ずべき職務を除き、監査役補助者を指揮命令できない。
- (2) 業務執行取締役は、監査役補助者の人事考課、異動等を行う場合、事前に監査役の意見を徴し、これを尊重する。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

- (2) 当社グループの取締役、従業員または関係会社の監査役は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、相談・報告制度の主な通報状況、その他重要な事項を、遅滞なく監査役に報告する。
- (3) 当社グループの取締役・当社の従業員は、監査役から職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。
- (4) 当社グループの業務執行取締役・上長は、前各項に基づき監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行わない。

⑨ 監査役が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- (1) 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換できる。
- (2) 監査役は、経営会議および全社委員会に出席でき、稟議書等の職務の執行に係る重要な情報を適時に調査できる。
- (3) 業務執行取締役は、監査役の職務の執行に必要な費用または債務を会社として負担する。

⑩ 運用状況の確認等

- (1) 業務執行取締役は、内部統制システムの運用状況の確認および評価を定期的に行い、その結果を取締役会に報告する。
- (2) 業務執行取締役は、内部統制システムの評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じ、所要の措置を講じる。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの運用状況について、各事項の確認項目を設け、関係する組織長等から報告を受けることにより定期的に確認しており、本年4月23日開催の取締役会において、内部統制システムが適切に運用されている旨の報告をしております。

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する事項

ESG推進委員会は、コンプライアンス・リスク管理部会、環境部会、社会貢献部会を設置し、各分野における取り組みをより一層推進しております。

「Daigasグループ企業行動基準」に関して、気候変動対策や腐敗防止など昨今の外部環境の変化やビジネス領域の広がり等を踏まえた改定を実施しております。

また、「Daigasグループ企業行動基準」およびその解説等を内容とする教材をイントラネットに常時掲示することなどにより、当社グループの取締役および従業員に対し周知し、理解促進と定着を図っております。

相談・報告制度に関しては、制度のさらなる理解と利用の促進を図るため、ポスターの掲示による周知を行うとともに、イントラネット等を通じてコンプライアンスの考え方や制度に関する解説を実施しております。

② リスク管理に関する事項

基本組織長・関係会社社長は、損失の危険の管理を推進し、定期的にはリスクマネジメントの点検を実施しております。各基本組織および各関係会社においては、リスクマネジメントの自己点検をシステム化した「G-RIMS (Gas Group Risk Management System)」等を活用して、リスクの把握、対応状況の点検とフォロー等を実施しております。

国内外での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、対策本部を設置して当社グループにおける対応状況を確認するとともに、感染症対策等を適宜実施しております。

保安・防災等のグループに共通するリスク管理に関しては、主管組織を明確にし、各基本組織と各関係会社をサポートすることで、グループ全体としてのリスクマネジメントに取り組んでおります。

緊急非常事態に対する備えとして、災害対策に関する規程および事業継続計画を整備しております。地震訓練とBCP訓練から成る全社総合防災訓練を実施しており、当期においては、感染症拡大下の災害発生を想定して実施するとともに、ガス導管事業者とガス小売事業者との連携を図る災害時連携教育・訓練をリモートで実施しております。

サイバーセキュリティ委員会は、当社グループネットワーク外からの攻撃への対策を一層強化しております。

③ 当社グループにおける経営管理に関する事項

中核会社または経営サポート組織が管理する関係会社を定め、関係会社から定期報告や重要事項についての報告を受けて経営課題を把握するとともに、G-RIMSの活用や監査の実施等により、日常的な経営管理を行っております。

内部監査部門である監査部は、各組織および各関係会社を対象に計画的な内部監査を実施するとともに、内部監査実施から一定期間経過後のフォローアップを実施しております。

④ 監査役の監査の実効性に関する事項

常勤監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行っており、社外監査役も適宜参加しております。監査役は、会計監査人との意見交換の機会も活用し、その適格性、専門性、独立性等を評価しております。

常勤監査役は、経営会議、ESG推進会議、投資評価委員会等の重要会議に出席し、稟議書等の重要文書を閲覧しております。また、取締役会における内部統制システムの決議において、監査役への報告を要する事項を明確にし、周知を行っております。

監査役の職務の補助に専従する監査役補助者を4名配置しております。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			
固 定 資 産			1,730,009
有 形 固 定 資 産			1,070,610
製 造 設 備			89,701
供 給 設 備			268,755
業 務 設 備			53,481
そ の 他 の 設 備			546,456
建 設 仮 勘 定			112,215
無 形 固 定 資 産			97,912
投 資 そ の 他 の 資 産			561,487
投 資 有 価 証 券			377,074
長 期 貸 付 金			25,686
退職給付に係る資産			83,494
繰 延 税 金 資 産			25,933
そ の 他			50,099
貸 倒 引 当 金			△800
流 動 資 産			583,347
現 金 及 び 預 金			167,083
受取手形及び売掛金			211,696
リース債権及びリース投資資産			54,634
た な 卸 資 産			94,187
そ の 他			56,349
貸 倒 引 当 金			△602
資 産 合 計			2,313,357

(単位：百万円)

負債の部			
固 定 負 債			875,975
社 債			354,995
長 期 借 入 金			333,263
繰 延 税 金 負 債			41,845
ガスホルダー修繕引当金			1,138
保 安 対 策 引 当 金			8,892
器 具 保 証 引 当 金			12,195
退職給付に係る負債			18,758
そ の 他			104,886
流 動 負 債			322,784
1年以内に期限到来の固定負債			71,981
支払手形及び買掛金			60,453
未 払 法 人 税 等			27,514
そ の 他			162,834
負 債 合 計			1,198,759
純資産の部			
株 主 資 本			1,011,530
資 本 金			132,166
資 本 剰 余 金			19,469
利 益 剰 余 金			861,746
自 己 株 式			△1,852
その他の包括利益累計額			70,350
その他有価証券評価差額金			69,811
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益			△30,365
土 地 再 評 価 差 額 金			△737
為 替 換 算 調 整 勘 定			△2,383
退職給付に係る調整累計額			34,025
非 支 配 株 主 持 分			32,716
純 資 産 合 計			1,114,597
負 債 純 資 産 合 計			2,313,357

■連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			
売	上	高	1,364,106
売	上	原 価	921,777
(売	上	総 利 益)	(442,328)
供 給 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
329,836			
(営	業	利 益)	(112,491)
営	業	外 収 益	32,941
受	取	利 息	2,348
受	取	配 当 金	3,378
持	分	法 に よ る 投 資 利 益	13,618
関	係	会 社 投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,694
雑	収	入	9,901
営	業	外 費 用	17,680
支	払	利 息	11,087
雑	支	出	6,593
(経	常	利 益)	(127,752)
特	別	損 失	19,016
減	損	損 失	19,016
(税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益)			
			(108,735)
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			
			33,302
法 人 税 等 調 整 額			
			△8,410
(当 期 純 利 益)			
			(83,844)
非支配株主に帰属する当期純利益			
			2,986
親会社株主に帰属する当期純利益			
			80,857

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			
固 定 資 産			1,345,329
有 形 固 定 資 産			428,061
製 造 設 備			88,768
供 給 設 備			268,913
業 務 設 備			52,644
附 帯 事 業 設 備			3,471
建 設 仮 勘 定			14,263
無 形 固 定 資 産			31,987
特 許 権			2
借 地 権			3,024
そ の 他 無 形 固 定 資 産			28,960
投 資 そ の 他 の 資 産			885,280
投 資 有 価 証 券			89,026
関 係 会 社 投 資			545,079
関 係 会 社 長 期 貸 付 金			199,390
出 資 金			21
長 期 前 払 費 用			5,446
前 払 年 金 費 用			35,253
そ の 他 投 資			11,372
貸 倒 引 当 金			△310
流 動 資 産			375,029
現 金 及 び 預 金			130,170
受 取 手 形			196
売 掛 金			95,899
関 係 会 社 売 掛 金			12,281
未 収 入 金			7,827
製 品			56
原 料			17,108
貯 蔵 品			11,486
前 払 金			6,685
関 係 会 社 短 期 債 権			79,939
そ の 他 流 動 資 産			13,634
貸 倒 引 当 金			△257
資 産 合 計			1,720,358

(単位：百万円)

負債の部			
固 定 負 債			593,198
社 長 期 借 入 金			354,995
関 係 会 社 長 期 債 務			189,132
繰 延 税 金 負 債			6,505
退 職 給 付 引 当 金			8,674
ガスホルダー修繕引当金			2,520
保安対策引当金			1,045
器具保証引当金			8,892
そ の 他 固 定 負 債			12,195
流 動 負 債			9,236
1年以内に期限到来の固定負債			294,717
買掛金			56,391
未払金			25,775
未払費用			22,688
未払法人税等			41,307
前払受取金			16,801
預り金			9,354
関 係 会 社 短 期 債 務			1,791
そ の 他 流 動 負 債			118,181
負 債 合 計			2,425
純資産の部			887,916
株 主 資 本			788,047
資 本 金			132,166
資 本 剰 余 金			19,494
資 本 準 備 金			19,482
そ の 他 資 本 剰 余 金			11
利 益 剰 余 金			638,238
利 益 準 備 金			33,041
そ の 他 利 益 剰 余 金			
特定資産買換等圧縮積立金			241
海外投資等損失準備金			12,607
投資促進税制積立金			299
原価変動調整積立金			89,000
別途積立金			62,000
繰越利益剰余金			441,048
自 己 株 式			△1,852
自 己 株 式			△1,852
評 価 ・ 換 算 差 額 等			44,394
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			47,263
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			47,263
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益			△2,868
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益			△2,868
純 資 産 合 計			832,442
負 債 純 資 産 合 計			1,720,358

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

■損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

費 用	
売 上 原 価	259,278
期 首 た な 卸 高	77
当 期 製 品 製 造 原 価	265,772
当 期 製 品 自 家 使 用 高	6,515
期 末 た な 卸 高	56
(売 上 総 利 益)	(291,909)
供 給 販 売 費	208,703
一 般 管 理 費	51,929
(事 業 利 益)	(31,276)
営 業 雑 費 用	107,251
受 注 工 事 費 用	21,328
そ の 他 営 業 雑 費 用	85,923
附 帯 事 業 費 用	365,924
(営 業 利 益)	(60,496)
営 業 外 費 用	8,865
支 払 利 息	3,818
社 債 利 息	3,187
社 債 発 行 費 償 却	398
雑 支 出	1,460
(経 常 利 益)	(73,035)
(税 引 前 当 期 純 利 益)	(73,035)
法 人 税 等	17,700
法 人 税 等 調 整 額	694
当 期 純 利 益	54,641
合 計	1,074,989

(単位：百万円)

収 益	
ガ ス 事 業 売 上 高	551,187
ガ ス 売 上	514,051
託 送 供 給 収 益	35,143
事 業 者 間 精 算 収 益	959
受 託 製 造 収 益	1,032
営 業 雑 収 益	123,438
受 注 工 事 収 益	22,109
そ の 他 営 業 雑 収 益	101,329
附 帯 事 業 収 益	378,958
営 業 外 収 益	21,404
受 取 利 息	1,867
有 価 証 券 利 息	23
受 取 配 当 金	1,637
関 係 会 社 受 取 配 当 金	5,647
関 係 会 社 投 資 有 価 証 券 利 息	3,055
受 取 賃 貸 料	2,432
雑 収 入	6,740
合 計	1,074,989

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 印
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太 印
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象 一 郎 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第203期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年4月23日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で大阪ガスネットワーク株式会社との間で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書	
当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第203期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。	
1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容	
(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。	
①取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。	
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。	
②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。	
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（金融庁・企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。	
2.監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。	
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	
(3) 連結計算書類の監査結果	
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	
2021年5月20日	
大阪瓦斯株式会社 監査役会	
監査役（常 勤） 藤 原 敏 正 ㊞	
監査役（常 勤） 米 山 久 一 ㊞	
監査役（社外監査役） 木 村 陽 子 ㊞	
監査役（社外監査役） 八 田 英 二 ㊞	
監査役（社外監査役） 佐々木 茂 美 ㊞	

(ご参考) Daigasグループ 中期経営計画2023 「Creating Value for a Sustainable Future」の概要

(1) 中期経営計画2023の位置付け

持続可能な社会の実現に向け、社会課題の解決に資する価値を生み出す企業グループとして、“ステークホルダーとともに「ミライ価値」を創造し、成長し続けていく” 期間（2021～2023年度）とする。

(2) 重点戦略

I. ミライ価値の共創

社会課題解決に向けた価値創造を追求し、ステークホルダーとともに実現

1. 低・脱炭素社会の実現
2. Newノーマルに対応した暮らしとビジネスの実現
3. お客さまと社会のレジリエンス向上

II. 企業グループとしてのステージ向上

強靱な事業ポートフォリオ構築と進化を支える経営基盤の強化

1. 事業ポートフォリオ経営の進化
2. デジタルトランスフォーメーションによる事業変革
3. 従業員一人ひとりの価値の最大化

2023年度への成長 ROIC 5%程度、営業CF 1.5倍^(※)、利益成長に応じた株主還元

(※) 2021～2023年度の3か年累計計画÷2018～2020年度の3か年累計見通し

(3) 経営指標

		2023年度 計画
収益性指標	ROIC ^(※1)	5%程度
株主還元	配当性向	30%以上 ^(※2)
財務健全性指標	D/E比率 ^(※3)	0.7程度
	自己資本比率 ^(※3)	50%程度

(※1) $ROIC = (\text{経常利益} - \text{支払・受取利息} - \text{法人税等}) \div (\text{有利子負債} + \text{自己資本})$

有利子負債は、当社にリスクのないリース負債を除く
国内エネルギー事業における一時的な影響を除く
(ガス事業・電力事業のタイムラグ影響)

(※2) 短期的な利益変動要因を除く

(※3) 発行済ハイブリッド社債の資本性50%を調整

(4) 重点取り組み

ミライ価値の共創

1. 低・脱炭素社会の実現	CO2排出削減貢献により低炭素化を加速させつつ、都市ガス原料や電源の脱炭素化により、2050年のカーボンニュートラルに向けて挑戦し、低・脱炭素社会の実現を目指す^(※)。 <table> <tr> <td>再生可能エネルギー普及貢献</td><td>500万kW</td></tr> <tr> <td>(2030年度目標) 国内電力事業の再生可能エネルギー比率</td><td>50%程度</td></tr> <tr> <td>CO2排出削減貢献</td><td>1,000万トン</td></tr> </table> ● 国内外における再生可能エネルギー普及貢献の拡大 ● 革新的なメタネーション技術の開発や、様々なパートナーとの連携 など	再生可能エネルギー普及貢献	500万kW	(2030年度目標) 国内電力事業の再生可能エネルギー比率	50%程度	CO2排出削減貢献	1,000万トン
再生可能エネルギー普及貢献	500万kW						
(2030年度目標) 国内電力事業の再生可能エネルギー比率	50%程度						
CO2排出削減貢献	1,000万トン						
2. Newノーマルに対応した暮らしとビジネスの実現	お客さまごとに最適なサービス・ソリューションを関西・国内広域・海外へ展開することで、変化の中でのNewノーマルに対応した暮らしとビジネスの実現を目指す。 ● DXによる最適な顧客体験の実現（ライフサービスプラットフォームのご提供） ● 暮らしやビジネスの変化に寄り添ったサービス・ソリューションの拡大 など						
3. お客さまと社会のレジリエンス向上	インフラの強靱化とともに、分散型電源などと組み合わせたエネルギーネットワークの普及拡大を進め、平時および災害時のさらなるレジリエンスを向上し、さらに国内広域・アジア等の新興国においても広く貢献していくことを目指す。 ● LNG基地やネットワーク業務における生産性向上 ● 再生可能エネルギーと分散型電源とのベストミックスによる系統安定化への貢献 など						

企業グループとしてのステージ向上

1. 事業ポートフォリオ経営の進化	ROICの導入等を通じて各事業ユニットの稼ぐ力を向上させるとともに、事業ポートフォリオのマネジメント強化、ガバナンス向上に取り組む。
2. デジタルトランスフォーメーションによる事業変革	お客さまとのつながり・あらゆる業務でのデジタル化と業務改革を進めることで、事業そのものの変革とイノベーション創出につなげる。  データ資産のフル活用  グループ総合力・アライアンス  トップダウンによるDX推進体制  デジタル人材の育成・増強  システム刷新・セキュリティ強化
3. 従業員一人ひとりの価値の最大化	多様な人材が多様な働き方を通じて活躍し、“挑戦を通じた成長”と“社会課題解決を通じたやりがい”を実感できる組織づくりを推進する。

(※) 当社グループはこれまでの天然ガス利用拡大の取り組みに加えて、再生可能エネルギーや水素を利用したメタネーション等による都市ガス原料の脱炭素化、および再生可能エネルギー導入を軸とした電源の脱炭素化によって、2050年のカーボンニュートラル実現を目指しており、当社は、その実現に向けた取り組みを示した「カーボンニュートラルビジョン」を策定しております。詳細は、当社ウェブサイト（https://www.osakagas.co.jp/company/csr/beginning/carbon_neutral_vision.html）をご覧ください。

株式伝言板

1 | 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

証券取引所での株式の売買単位は単元株式数とされており、単元未満株式（100株未満の株式）は証券取引所で売買することができませんので、単元未満株式の買取請求制度・買増請求制度をご利用ください（手数料無料）。

買取請求制度とは

株主さまが単元未満株式を、当社に対して時価で売り渡す制度です。

買増請求制度とは

証券取引所での売却が可能となるように、株主さまが単元未満株式を一単元の株式にするために必要な株式を、当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。

- (注) 1. 単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座（株券電子化までに株券を証券会社等に預け入れていない株主さまの権利を保護するため、当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した口座）の株式についても、証券会社等の口座に移し替えることなく行うことができます。
2. 当社は、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料としておりますが、証券会社等の口座管理機関が手数料を定めている場合があります。

2 | 配当金の受取方法のご案内

配当金領収証により現金で受け取る以外に、次の受取方法をご指定いただけます。
いずれも、安全、確実、迅速な受取方法であり、これらの方法をお勧めします。

① 銀行預金口座への振込

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込

③ 「登録配当金受領口座方式」での受け取り

（株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預金口座で受け取る方法）

④ 「株式数比例配分方式」での受け取り

（株主さまの株式を管理する証券会社等の口座管理機関ごとに、株式数に応じて配当金を受け取る方法）

- (注) 1. ③の方法につきましては、ゆうちょ銀行の貯金口座はご指定いただけません。
2. （他の銘柄を含めて）特別口座の株式を保有されている場合には、④の方法はご指定いただけません。
3. NISA口座の株式の配当金等を非課税にするためには、④の方法をご指定いただく必要があります。
4. 配当金領収証の払渡期間が経過していても、支払開始の日から10年以内であれば、三井住友信託銀行株式会社において配当金をお受け取りいただけます。

3 | 「マイナンバー」お届出のお願い

市区町村から株主さまに通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続^(※)で必要となります。
お届出がお済みでない株主さまは、お取引の証券会社等の口座管理機関へお届出ください。

(※) 法令に基づき、当社が作成する支払調書（配当金や単元未満株式の買取請求等に関する支払調書）に株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出する必要があります。

・ 1、2の手続の詳細の
お問い合わせ先

・ 3のマイナンバーの
お届出先・お届出用紙の
ご請求等のお問い合わせ先

証券会社等の口座の株式：お取引の証券会社等の口座管理機関

特別口座の株式：三井住友信託銀行株式会社

証券代行部（ 0120-782-031）

（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当 3月31日
中間配当 9月30日

定時株主総会開催月 6月

株主名簿管理人および特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

（同連絡先）三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031

（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

公告の方法

電子公告

（公告掲載アドレス <https://www.osakagas.co.jp/index.html>）

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株主総会会場ご案内図



大阪ガス本社（ガスビル）
1階御堂筋側はりそな銀行です

交通のご案内

地下鉄御堂筋線

- 淀屋橋駅下車
南出入口（⑬号出口）から
徒歩約3分
- 本町駅下車
北出入口（②号出口）から
徒歩約7分

京阪電車

- 淀屋橋駅下車
出入口（③号出口）から
徒歩約12分



新型コロナウイルス感染症対応に関するその他のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご出席いただく株主さまは、当日の感染症の流行状況、行政からの要請内容およびご自身の体調等をお確かめのうえ、マスクの着用等の感染予防措置を講じて、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場では、検温等の感染予防措置を講じ、発熱、咳等の症状がある場合は入場をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



この印刷物は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し、
環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。

大阪ガス株式会社

〒541-0046
大阪市中央区平野町四丁目1番2号
TEL 06-6202-2955

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

第 2 0 3 期 （2020年4月1日から2021年3月31日まで）

大阪瓦斯株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様へご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	132,166	19,483	802,313	△1,802	952,160
当期変動額					
剰余金の配当			△20,788		△20,788
親会社株主に帰属する 当期純利益			80,857		80,857
自己株式の取得				△52	△52
自己株式の処分		0		2	2
持分法の適用範囲の変動			△635		△635
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△13			△13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△13	59,433	△49	59,369
当期末残高	132,166	19,469	861,746	△1,852	1,011,530

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	41,336	△14,161	△737	10,085	8,809	45,332	30,174	1,027,667
当期変動額								
剰余金の配当								△20,788
親会社株主に帰属する 当期純利益								80,857
自己株式の取得								△52
自己株式の処分								2
持分法の適用範囲の変動								△635
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28,474	△16,203		△12,468	25,215	25,018	2,541	27,560
当期変動額合計	28,474	△16,203	—	△12,468	25,215	25,018	2,541	86,930
当期末残高	69,811	△30,365	△737	△2,383	34,025	70,350	32,716	1,114,597

連 結 注 記 表

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 154社

(主要な連結子会社の名称)

大阪ガスケミカル株式会社、大阪ガス都市開発株式会社、株式会社オーガス総研、大阪ガスマーケティング株式会社、Daigasエナジー株式会社、Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数 27社

(主要な持分法適用関連会社の名称)

出光スノーレ石油開発株式会社、Sumisho Osaka Gas Water UK, Ltd.

(持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社の名称等)

持分法を適用しない関連会社のうち、主要なものは株式会社エネットであります。

持分法を適用しない関連会社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

b. たな卸資産

主として移動平均法による原価法によっております。なお、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

c. デリバティブ 時価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

b. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主として定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

c. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実績額に基づく次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分計上しております。

c. 保安対策引当金

ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、安全型機器の普及促進等及びそれに伴う点検・周知業務の強化、並びに経年ガス導管の対策工事に要する費用等の見積額を計上しております。

d. 器具保証引当金

器具の販売に伴い当社が保証するサービス費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

④その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の

額を控除した額を計上しております。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主として発生した連結会計年度に費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として10年による定額法に基づき、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

b. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

c. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

収益及び費用の計上基準

ガス販売及び電力販売に係る収益は、毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)が公表日以降終了する連結会計年度における年度末に係る連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度末から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 有形固定資産、無形資産及び持分法適用会社に対する投資の減損

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

有形固定資産	1,070,610百万円
無形固定資産	97,912百万円
持分法適用会社に対する投資	210,091百万円

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産	25,933百万円
--------	-----------

(3) 退職給付債務の算定

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

退職給付に係る資産	83,494百万円
退職給付に係る負債	18,758百万円
退職給付に係る調整累計額	34,025百万円

4. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

有形固定資産	108,136百万円
投資その他の資産	123,166百万円
その他	65,525百万円
計	296,828百万円

②担保に係る債務

97,339百万円

上記のほか、連結処理により相殺消去されている子会社・関連会社株式等25,044百万円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,754,029百万円

(3) 保証債務等

保証債務

4,624百万円

5. 土地再評価差額に関する注記

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、再評価差額(税効果部分を除く)を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める路線価方式に合理的に調整を行って算定する方法によっております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については金融機関からの借入や社債発行により、資金運用については安全性の高い金融資産で運用する方針であります。受取手形及び売掛金の顧客信用リスクに関しては、経理規程等に依りリスクの軽減を図っております。デリバティブ取引は、社債及び借入金の金利の固定・変動比率の調整及び金利水準の確定に係る金利スワップ取引、為替相場の変動による収支変動を軽減する為替予約取引及び通貨オプション取引、エネルギー価格等の変動による収支変動を軽減するエネルギー価格等に関するスワップ取引及びオプション取引並びに気温の変動による収支変動を軽減する天候デリバティブ取引等を利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	167,083	167,083	—
②受取手形及び売掛金	211,696	211,696	—
③有価証券及び投資有価証券	127,620	127,620	—
資産計	506,399	506,399	—
①支払手形及び買掛金	60,453	60,453	—
②短期借入金	13,546	13,546	—
③社債(※1)	364,995	366,069	1,073
④長期借入金(※1)	392,244	407,656	15,412
負債計	831,240	847,726	16,486
デリバティブ取引(※2)	△2,980	△2,980	—

(※1) 1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、並びに②短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

④長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されてい

(注2) 関連会社株式及び非上場株式等(連結貸借対照表計上額249,454百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
161,763	241,772

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」による方法又は類似の方法に基づく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(2) 配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

普通株式の配当に関する事項

9. 1株当たり情報に関する注記

(2) 1株当たり当期純利益 194円48銭

10. 重要な後発事象に関する注記

導管部門の分社化に向けた吸収分割契約の締結

当社は、2021年4月23日開催の取締役会決議により、2022年4月1日(予定)に当社が営む一般ガス導管事業等を会社分割の方法によって、大阪ガスネットワーク株式会社(以下、「大阪ガスネットワーク」または「承継会社」といいます。))に承継させることとし、同日付で両社の間で吸収分割契約を締結しました。(以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます。)

なお、本件吸収分割は、本年6月開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること、及び関係官庁から本件吸収分割の実施に必要な承認が得られることが前提条件となります。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

2015年6月改正のガス事業法等に基づき、ガス導管事業の一層の中立性の確保を目的に、一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス小売事業またはガス製造事業を兼業することが禁止されます。

この規制を遵守して当社グループの企業価値向上に向けた組織体制を構築する観点から、当社は、当社の完全子会社である大阪ガスネットワークを本年4月1日に設立し、2022年4月1日を効力発生日として、当社の一般ガス導管事業等を吸収分割により同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結いたしました。

吸収分割後も、当社グループは、大阪ガスネットワークを含め、エネルギーをはじめとする社会インフラ事業の一端を担う企業グループとして、各社がその責務を全うするとともに各事業において提供価値を最大化することで、当社グループの企業価値向上を一層図ってまいります。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件会社分割の日程

吸収分割契約の締結	取締役会(当社)	2021年4月23日
吸収分割契約の締結	取締役決定(承継会社)	2021年4月23日
吸収分割契約の締結		2021年4月23日
吸収分割契約の承認	定時株主総会(当社)	2021年6月(予定)
吸収分割契約の承認	臨時株主総会(承継会社)	2021年6月(予定)
吸収分割効力発生日		2022年4月1日(予定)

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である大阪ガスネットワークを承継会社とする吸収分割です。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である大阪ガスネットワークは、普通株式670万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付します。

④ 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

⑤ 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

大阪ガスネットワークは、当社との間で締結した2021年4月23日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般ガス導管事業及びこれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。

なお、本件吸収分割による大阪ガスネットワークへの債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しません。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断しております。

(3) 本件吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (2021年3月31日現在)	承継会社 (2021年4月1日現在)
(1) 商号	大阪瓦斯株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社
(2) 所在地	大阪府大阪市中心区平野町4丁目1番2号	大阪府大阪市中心区平野町4丁目1番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤原 正隆	代表取締役社長 中村 剛
(4) 事業内容	ガスの製造・供給・販売、LPGの販売、電力の発電・販売 他	事業を行っておりません
(5) 資本金	132,166百万円	100百万円
(6) 設立年月日	1897年4月10日	2021年4月1日
(7) 発行済株式数	416,680,000株	2,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 8.13% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 4.96% 日本生命保険相互会社(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 4.63% 株式会社日本カストディ銀行(信託口7) 2.78% 株式会社三菱UFJ銀行 2.69%	大阪瓦斯株式会社 100%
(10) 直近事業年度の経営成績及び財政状態(注)		
決算期	2021年3月期(連結)	—
純資産	1,114,597百万円	100百万円
総資産	2,313,357百万円	100百万円
1株当たり純資産	2,602.18円	50,000円
売上高	1,364,106百万円	—
営業利益	112,491百万円	—
経常利益	127,752百万円	—
親会社株主に帰属する当期純利益	80,857百万円	—
1株当たり当期純利益	194.48円	—

(注) 承継会社は、2021年4月1日に設立されており、直近事業年度が存在しないため、(10)直近事業年度の経営成績及び財政状態については、その設立日における純資産、総資産及び1株当たり純資産のみを記載しております。

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

一般ガス導管事業及び附帯する事業

② 分割する部門の経営成績(2021年3月期)

分割する部門の事業内容	分割対象事業の 売上高(a)	当社単体の 売上高(b)	比率 (a/b)
一般ガス導管事業及び 附帯する事業	58,983百万円	1,053,584百万円	5.6%

(注) 外部売上高を記載しています。

③ 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額(2021年3月31日現在)

資 産		負 債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	49,149百万円	流動負債	32,116百万円
固定資産	327,898百万円	固定負債	10,105百万円
合 計	377,048百万円	合 計	42,222百万円

(注) 上記の金額は、2021年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となります。

(5) 本件吸収分割後の状況(2022年4月1日現在(予定))

	分割会社	承継会社
(1) 商号	大阪瓦斯株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社
(2) 所在地	大阪府大阪市中央区平野町4丁目 1番2号	大阪府大阪市中央区平野町4丁目1 番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤原 正隆	代表取締役社長 中村 剛
(4) 事業内容	ガスの製造・販売、LPGの販売、 電力の発電・販売 他	一般ガス導管事業 他
(5) 資本金	132,166百万円	6,000百万円
(6) 決算期	3月31日	3月31日

株主資本等変動計算書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						特定資産 買換等 圧縮積立金	海外投資等 損失準備金	投資促進 税制積立金	原価変動 調整積立金
当期首残高	132,166	19,482	11	19,494	33,041	241	14,763	—	89,000
当期変動額									
海外投資等損失準備金の取崩							△2,155		
投資促進税制積立金の積立								299	
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	△2,155	299	—
当期末残高	132,166	19,482	11	19,494	33,041	241	12,607	299	89,000

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計						
	別途積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	62,000	405,339	604,386	△1,802	754,244	30,398	△4,996	25,402	779,646
当期変動額									
海外投資等損失準備金の取崩		2,155	－		－				－
投資促進税制積立金の積立		△299	－		－				－
剰余金の配当		△20,788	△20,788		△20,788				△20,788
当期純利益		54,641	54,641		54,641				54,641
自己株式の取得				△52	△52				△52
自己株式の処分				2	2				2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						16,864	2,127	18,992	18,992
当期変動額合計	－	35,708	33,852	△49	33,802	16,864	2,127	18,992	52,795
当期末残高	62,000	441,048	638,238	△1,852	788,047	47,263	△2,868	44,394	832,442

個 別 注 記 表

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、次によっております。

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価は、次によっております。なお、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

製 品	総平均法による原価法
原 料	移動平均法による原価法
貯蔵品	移動平均法による原価法

③デリバティブの評価は、時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生した期に費用処理しております。

数理計算上の差異は、10年による定額法に基づき、それぞれ発生時の翌期から費用処理しております。

③ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実績額に基づく次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分計上しております。

④保安対策引当金は、ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、安全型機器の普及促進等及びそれに伴う点検・周知業務の強化、並びに経年ガス導管の対策工事に要する費用等の見積額を計上しております。

⑤器具保証引当金は、器具の販売に伴い当社が保証するサービス費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

③関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

ガス販売及び電力販売に係る収益は、毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)が公表日以後終了する連結会計年度における年度末に係る連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当事業年度末から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

退職給付債務の算定

退職給付引当金	2,520百万円
前払年金費用	35,253百万円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資その他の資産	9,793百万円
----------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び無形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,322,102百万円
無形固定資産の減価償却累計額	13,631百万円

(3) 保証債務等

保証債務	50,244百万円
------	-----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高

関係会社に対する売上高	94,013百万円
-------------	-----------

関係会社からの仕入高	224,796百万円
------------	------------

関係会社との営業取引以外の取引による取引高	29,927百万円
-----------------------	-----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数	普通株式	920,065株
---------------	------	----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な発生原因は、有価証券評価損、器具保証引当金、減価償却資産償却超過額であります。

(2) 繰延税金負債の主な発生原因は、その他有価証券評価差額金、前払退職給付費用、租税特別措置法上の準備金であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

会社名	議決権等の所有 (被所有)割合	関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
Osaka Gas Gorgon Pty. Ltd.	所有 間接100%	子会社	債務保証 (注)	26,246	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) Osaka Gas Gorgon Pty. Ltd. の株式会社国際協力銀行等からの長期借入金に対する保証であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,002円22銭
---------------	-----------

(2) 1株当たり当期純利益	131円42銭
----------------	---------

10. 重要な後発事象に関する注記

導管部門の分社化に向けた吸収分割契約の締結

当社は、2021年4月23日開催の取締役会決議により、2022年4月1日(予定)に当社が営む一般ガス導管事業等を会社分割の方法によって、大阪ガスネットワーク株式会社(以下、「大阪ガスネットワーク」または「承継会社」といいます。)に承継させることとし、同日付で両社の間で吸収分割契約を締結しました。(以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます。)

なお、本件吸収分割は、本年6月開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること、及び関係官庁から本件吸収分割の実施に必要な承認が得られることが前提条件となります。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

2015年6月改正のガス事業法等に基づき、ガス導管事業の一層の中立性の確保を目的に、一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス小売事業またはガス製造事業を兼業することが禁止されます。

この規制を遵守して当社グループの企業価値向上に向けた組織体制を構築する観点から、当社は、当社の完全子会社である大阪ガスネットワークを本年4月1日に設立し、2022年4月1日を効力発生日として、当社の一般ガス導管事業等を吸収分割により同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結いたしました。

吸収分割後も、当社グループは、大阪ガスネットワークを含め、エネルギーをはじめとする社会インフラ事業の一端を担う企業グループとして、各社がその責務を全うするとともに各事業において提供価値を最大化することで、当社グループの企業価値向上を一層図ってまいります。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件会社分割の日程

吸収分割契約の締結	取締役会(当社)	2021年4月23日
吸収分割契約の締結	取締役決定(承継会社)	2021年4月23日
吸収分割契約の締結		2021年4月23日
吸収分割契約の承認	定時株主総会(当社)	2021年6月(予定)
吸収分割契約の承認	臨時株主総会(承継会社)	2021年6月(予定)
吸収分割効力発生日		2022年4月1日(予定)

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である大阪ガスネットワークを承継会社とする吸収分割です。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である大阪ガスネットワークは、普通株式670万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付します。

④ 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

⑤ 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

大阪ガスネットワークは、当社との間で締結した2021年4月23日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般ガス導管事業及びこれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。

なお、本件吸収分割による大阪ガスネットワークへの債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しません。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断しております。

(3) 本件吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (2021年3月31日現在)	承継会社 (2021年4月1日現在)
(1) 商号	大阪瓦斯株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社
(2) 所在地	大阪府大阪市中心区平野町4丁目1番2号	大阪府大阪市中心区平野町4丁目1番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤原 正隆	代表取締役社長 中村 剛
(4) 事業内容	ガスの製造・供給・販売、LPGの販売、電力の発電・販売 他	事業を行っておりません
(5) 資本金	132,166百万円	100百万円
(6) 設立年月日	1897年4月10日	2021年4月1日
(7) 発行済株式数	416,680,000株	2,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 8.13% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 4.96% 日本生命保険相互会社(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 4.63% 株式会社日本カストディ銀行(信託口7) 2.78% 株式会社三菱UFJ銀行 2.69%	大阪瓦斯株式会社 100%
(10) 直近事業年度の経営成績及び財政状態(注)		
決算期	2021年3月期(連結)	—
純資産	1,114,597百万円	100百万円
総資産	2,313,357百万円	100百万円
1株当たり純資産	2,602.18円	50,000円
売上高	1,364,106百万円	—
営業利益	112,491百万円	—
経常利益	127,752百万円	—
親会社株主に帰属する当期純利益	80,857百万円	—
1株当たり当期純利益	194.48円	—

(注) 承継会社は、2021年4月1日に設立されており、直近事業年度が存在しないため、(10)直近事業年度の経営成績及び財政状態については、その設立日における純資産、総資産及び1株当たり純資産のみを記載しております。

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

一般ガス導管事業及び附帯する事業

② 分割する部門の経営成績(2021年3月期)

分割する部門の事業内容	分割対象事業の 売上高(a)	当社単体の 売上高(b)	比率 (a/b)
一般ガス導管事業及び 附帯する事業	58,983百万円	1,053,584百万円	5.6%

(注) 外部売上高を記載しています。

③ 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額(2021年3月31日現在)

資 産		負 債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	49,149百万円	流動負債	32,116百万円
固定資産	327,898百万円	固定負債	10,105百万円
合 計	377,048百万円	合 計	42,222百万円

(注) 上記の金額は、2021年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となります。

(5) 本件吸収分割後の状況(2022年4月1日現在(予定))

	分割会社	承継会社
(1) 商号	大阪瓦斯株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社
(2) 所在地	大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号	大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤原 正隆	代表取締役社長 中村 剛
(4) 事業内容	ガスの製造・販売、LPGの販売、電力の発電・販売 他	一般ガス導管事業 他
(5) 資本金	132,166百万円	6,000百万円
(6) 決算期	3月31日	3月31日